

豊橋市いじめ防止基本方針

平成29年4月1日

令和 7年5月1日修正

豊 橋 市

☆☆☆☆☆☆☆☆ 目 次 ☆☆☆☆☆☆☆☆

はじめに	1
------	---

第1章 市基本方針の策定について

1 策定の目的	2
2 市基本方針の位置づけ	2
3 市基本方針における学校の範囲等	3
4 いじめ防止等の対策に関する基本認識	3

第2章 いじめ防止等の基本的な考え方

1 基本理念	7
2 施策の基本方向	7
(1) いじめの未然防止	7
(2) いじめの早期発見	8
(3) いじめの対応	8

第3章 いじめ防止等に向けた取組み

1 市の取組み	10
2 教育委員会の取組み	11
3 学校の取組み	12
4 家庭の取組み	16
5 実施体制の充実	17
基本方針の体系図	18

第4章 重大事態への対処

1 いじめ重大事態とは	19
2 いじめ重大事態の基本的な対応	19
3 いじめ重大事態調査完了後の対応	21
4 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置	23
いじめによる重大事態への対処に関するフロー図	24

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。したがって、いじめられている児童生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童生徒に対しては、その行為を許さず、毅然とした態度で指導していかなくてはなりません。また、どんな小さないじめも見逃さない、許さないという共通認識をもち、日頃から児童生徒の理解に努め、一人ひとりの小さなサインを見逃さず、迅速かつ適切に対応できる体制も整えておかねばなりません。

平成28年に児童福祉法が一部改正され、児童生徒に対しては、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）に掲げられている理念を十分に踏まえた上で、すべての児童生徒が健全に育成されるよう、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されることなどが明確化されました。

子どもたちの健やかでたくましい心を育み、心の通い合う温かな人間関係を築き、いじめを生まない学校づくりを目指していくことは、市や学校、保護者をはじめとする、社会全体の責務です。

豊橋市は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「豊橋市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という）を定め、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者が連携し、社会総がかりでいじめ問題の克服に向けて取り組みます。

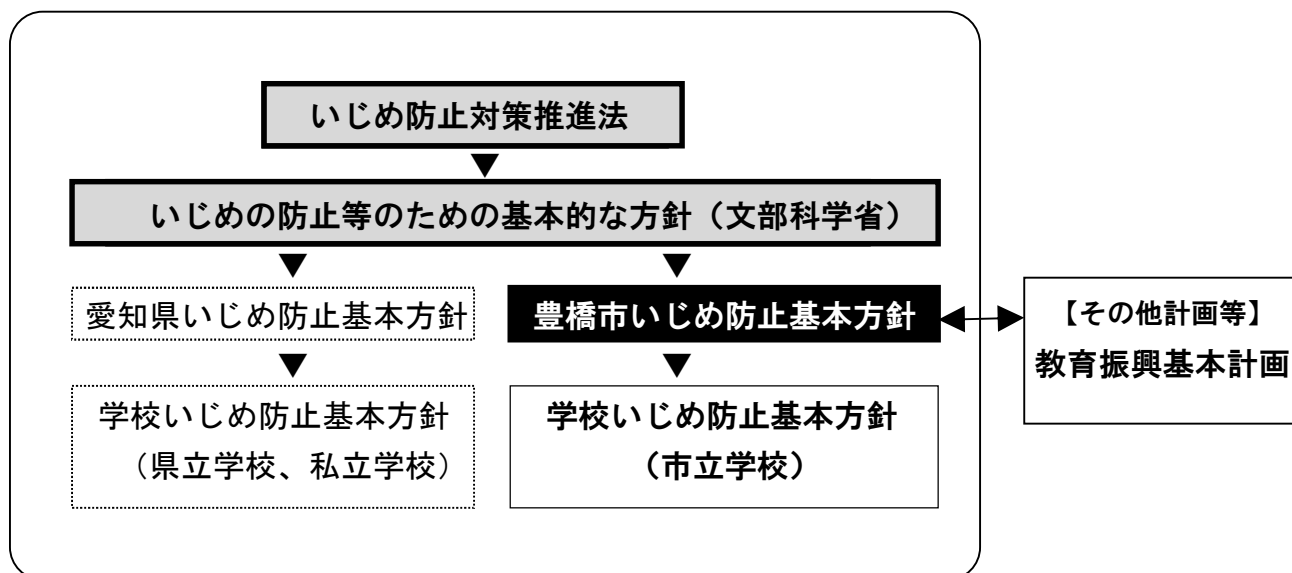
第1章 市基本方針の策定について

1 策定の目的

いじめはどの学校にも、どの集団にも、どの児童生徒にも起こり得る身近な問題であり、すべての児童生徒に関わる問題であるという認識をもち、「どんな小さないじめも見逃さない、許さない」という意識を社会全体に行き渡らせ、学校内外を問わずいじめがなくなることを目指していく必要があります。こうした姿勢に立ち、これまで教育委員会や学校が実施してきた取組みを法に基づき再構築し、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために市基本方針を定めます。

2 市基本方針の位置づけ

市基本方針は、国の基本方針を参酌しつつ、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号 以下「法」という）第12条の規定に基づいて策定するもので、各学校において策定する「学校いじめ防止基本方針」の基本となるものです。



3 市基本方針における学校の範囲等

法第2条第2項において、「この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。」としていますが、市基本方針における学校については、豊橋市立学校設置条例（昭和39年豊橋市条例第34号）に規定する学校とします。

また、市基本方針における児童生徒については、豊橋市立学校に在籍する児童又は生徒とし、保護者とは、児童生徒の親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）を指します。

4 いじめ防止等の対策に関する基本認識

いじめ防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、この対策は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければなりません。

加えて、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本市のいじめ認知件数の推移は下表のとおりです。

【児童生徒1,000人あたりのいじめの認知件数】 (件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
豊橋市 (小学校・中学校)	173.7	201.8	206.9
愛知県 (小学校・中学校)	49.4	51.3	52.1

《いじめの定義》

《法におけるいじめの定義》

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団の中の人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、悩みを親身になって受け止め、あくまでもいじめられている児童生徒の認識によることに留意します。

ただし、いじめがエスカレートしたり、相談したことに対する仕返しを恐れたりするあまり、いじめられていても本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、本人からの訴えだけに限定した対応をしないようにします。

《いじめの態様の例》

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめの防止等のための基本的な方針」＜平成25年10月11日 文部科学大臣決定＞より
(以下「国の基本方針」という)

《いじめの理解》

① いじめはどの集団にもどの児童生徒にも起こり得る問題である

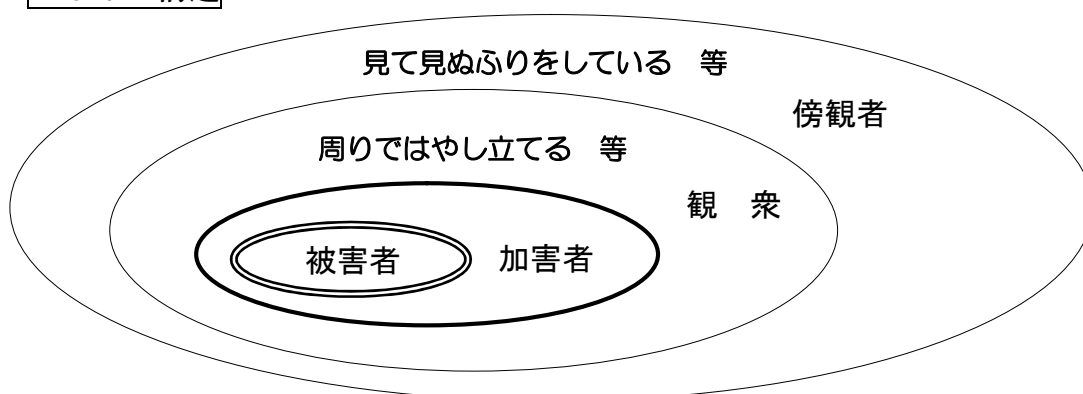
友人関係における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わったり、多くの児童生徒が入れ替わりながらいじめを繰り返したりします。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせることもあります。

② いじめの構造や、児童生徒の人間関係を踏まえた指導が必要である

日頃から、学級や部活動等の所属集団に存在する人間関係の序列化やグループ化など、構造上の問題を十分踏まえておく必要があります。その上で、いじめの「加害者」「被害者」という関係だけでなく、「観衆」としてその周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や、「傍観者」として見て見ぬふりをして黙っている者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要があります。

いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかポイントになります。学級・ホームルーム担任が信頼される存在として児童生徒の前に立つことによって初めて、児童生徒の間から「相談者」や「仲裁者」の出現が可能となります。加えていじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取り組みを、道徳科や学級・ホームルーム活動等において行うことが重要です。

いじめの構造



※相談者…被害者の側に立って、いじめを告発する存在

※仲裁者…加害者に対して、勇気を出していじめを抑止する存在

③ 常に重大事態を想定して指導にあたる

いじめは大人の目が届きにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている可能性があることを十分に理解した上で対処することが大切です。

④ 特別な教育的配慮が必要な児童生徒の背景を理解して指導にあたる

発達障害のある児童生徒やその疑いのある児童生徒、特別支援学級に在籍している児童生徒、または外国人児童生徒等がいじめを受けたりする場合があります。これらの児童生徒は、その特性から自分の気持ちをうまく伝えることや相手の気持ちを理解することを苦手とする場合がありますために、周囲から理解されずに孤立し、いじめとして認知されにくいことがあります。また、家庭の状況等からいじめにつながる場合も想定していなければなりません。

こうした教育的配慮が必要な児童生徒の背景を十分理解した上で適切に対処する必要があります。

⑤ 教職員が確かな人権感覚を備え、偏見や差別的言動に対して迅速に指導にあたる

性的指向^{※1}や性自認^{※2}で悩みを抱える児童生徒にとって、教職員の存在が安心できる身近な大人となるように努めることは必要不可欠です。当事者は、自分の悩みを秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。そのためには、まず教職員が性的指向や性自認にかかわる正しい知識をもち人権感覚を備え、性別に関わる冗談を言ったり、からかったりしてはいけません。そして、性別にかかわるからかいや心ない言動を見聞きしたときには、その言動を差別として認識し、迅速に指導する必要があります。

※1 どの性別を好きになるかならないか

※2 自分の性別をどのようにとらえているか

第2章 いじめ防止等の基本的な考え方

1 基本理念

すべての子どもたちが安心して生活を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、社会全体で取り組むために以下のとおり基本理念を定めます。

「いじめをしない・させない・見逃さない」

2 施策の基本方向

(1) いじめの未然防止

いじめの問題を根本的に克服していくためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要です。そのため、児童生徒はもちろんのこと、教職員をはじめ関係者が一体となっていじめを生まない風土をつくることが不可欠です。

① 児童生徒の居場所づくりと絆づくり

学校では、いじめを生まない風土をつくるため、児童生徒が自己存在感をもって安心して過ごすことのできる「居場所づくり」を進めます。そして、授業や学校行事の中で、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感をベースとして、互いを認め合う人間関係を築けるような場面を作ることによって児童生徒同士の「絆づくり」を進めます。

② 「いじめを許さない」という意識の徹底

「いじめを許さない」という意識を児童生徒の中に浸透させ、いじめの構造における「観衆」「傍観者」が「仲裁者」「相談者」となり、自分たちの集団にあるいじめを自分たちの手で解消していこうとする自浄力を高めます。

③ いじめを助長させない大人の意識

教職員をはじめとする大人は、自身の言動が、児童生徒の心に大きな影響を及ぼすことがあることを常に意識して行動します。大勢の前で、特定の児童生徒にとって負のイメージとなる言動をしたり、冷やかしたりすることが、児童生徒のいじめを助長する場合があることを自覚しておかなければなりません。

④ いじめ問題に対する地域連携

いじめ防止基本方針について周知し、いじめ問題に対する取組みの重要性について市民全体の認識を高めます。そして、市、学校、家庭、地域が一体となっていじめの未然防止の啓発活動を進めます。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見が、いじめへの迅速な対処の第一歩となります。そのため、児童生徒のわずかな変化や兆候であっても事案を軽視することなく、いじめではないかとの視点をもって、早い段階から情報収集に努め、的確にいじめを認知する環境づくりを心がけます。

① 児童生徒のわずかな異変に気づく敏感な感性

児童生徒は、「報復をされる」「保護者に心配をかけたくない」などの理由でいじめられた事実を話さないばかりか、ときには事実を否定することもあります。すべての教職員が、何気ない児童生徒の言動からわずかな異変に気づく感性を磨くとともに、児童生徒のどのような話も真剣に受け止め対応します。

② 相談しやすい雰囲気づくり

いじめに気づいたまわりの児童生徒が「観衆」「傍観者」になることは、いじめを助長し、いじめに加担しているのと同じであるとの認識をもたせます。そして、集団のいじめをなくし、いじめられている児童生徒を守るための「仲裁者」となり、担任、養護教諭、スクールカウンセラーなどの教職員や保護者に安心して相談できる雰囲気づくりに努めます。

③ 組織で対応する教職員集団づくり

いじめや児童生徒のわずかな異変に気づいた教職員が一人で抱え込まず、早い段階から教職員間で情報を共有し、互いに支え合える協働的な指導体制を整え、児童生徒の様子について気軽に話題にできる風通しのよい教職員集団づくりに努めます。

(3) いじめの対応

いじめが確認された場合、学校はいじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行った児童生徒に対して適切に指導します。こうした一連の対応を迅速に行うための体制強化を図ります。

① 迅速で慎重な事実確認

児童生徒のいじめの疑いを認知した場合、教職員はいじめられている児童生徒の立場に立って、受容的な姿勢で話を聞き、迅速に対応します。いじめに対する関係児童生徒の認識にはそれぞれ「ずれ」があることを理解した上で、伝聞情報に惑わされないよう、慎重に事実の確認を行います。

② 児童生徒の安全確保

いじめられている児童生徒といじめの行為を相談してきた児童生徒の安全を最優先することを心がけて対応します。特に、いじめを相談したことにより、いじめがエスカレートしたり、新たないじめが起きたりしないよう、よりきめ細かな見守りを継続的に行います。

いじめは加害者と被害者が入れ替わって、いじめをした児童生徒が逆にいじめられることがあり得るため、いじめた側にも十分配慮して対応します。

③ 組織的な対応

いじめに関わった児童生徒からの聞き取りは、「いじめ防止対策組織」で分担するなど組織的に対応を行います。普段から、教職員一人ひとりが、いじめを把握した場合の対処について共通理解をしておくとともに、小委員会を各学校で設けるなどして、組織的かつ迅速な対応を可能とする体制を整備します。

④ 家庭への情報提供

確認できた事実については、該当する児童生徒の保護者に対して迅速に伝えることを原則とし、いじめられている児童生徒の保護者には、今後の指導方針について説明責任を果たすとともに、指導のプロセスや結果について報告します。

⑤ 警察との連携の徹底

いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じる恐れのあるときは、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければなりません。また、保護者に対して、このことをあらかじめ周知しておくことも必要です。

警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底しなければなりません。

第3章 いじめ防止等に向けた取り組み

1 市の取り組み

(1) 健やかな成長を育む地域社会づくり

児童生徒の他人を思いやる豊かな心を育むため、家庭の教育力向上を図るとともに、学校を核として家庭や地域が手を携え、地域社会全体で地域の子どもを見守り、育てる「地域ぐるみの教育システム」を構築します。また、児童生徒が安全に安心して過ごすことができる地域づくりのため、地域の健全育成活動を支援します。

(2) 切れ目のない包括的な支援体制の構築

経済困窮や児童虐待等、いじめの裏側に潜む複合的かつ重層的な問題に対して、本人及び保護者等への支援を充実させるとともに、相談者が必要に応じて専門的な機関からの支援が得られるよう、切れ目のない包括的な支援体制の構築を図ります。

(3) いじめに関する通報及び相談体制の充実

児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに関する通報や相談を行うことができるよう、組織間の連携に配慮しながら相談体制の充実を図ります。

《市の機関》

- 教育相談室（豊橋市教育会館内）
- こども若者支援センター（ココエール）

《その他の機関》

- 24時間子供SOSダイヤル（全国共通）
- 被害少年相談電話（愛知県警察本部）
- 家庭教育相談電話（愛知県教育委員会）
- 教育相談（愛知県総合教育センター）
- 教育相談こころの電話（愛知県教育・スポーツ振興財団）
- 児童相談所虐待対応ダイヤル（各地区児童相談所）
- 子どもの人権110番（名古屋法務局）

2 教育委員会の取組み

(1) 生きる力を育む生徒指導の推進

生徒指導は、一人ひとりの児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるための機能の一つです。児童生徒が、将来において自己実現ができる資質・態度を形成し、生きる力を育むために留意する実践上の4つの視点を日々の生活の場で有機的に作用させます。

【4つの視点】

- ① 自己存在感の感受
- ② 共感的な人間関係の育成
- ③ 自己決定の場の提供
- ④ 安全・安心な風土の醸成

(2) 人権感覚の醸成

児童生徒一人ひとりが互いに違いを認め、尊重し合い、それぞれのよさや可能性を発揮して自己実現を図りながら、教職員とともに信頼し合い、共感し合って温かい人間関係をつくる教育活動を展開します。人権尊重の精神を培い、実践的態度の育成を目指し、人権感覚の醸成に努めます。

(3) 教職員の資質向上のための研修や指導の充実

学級会や児童会・生徒会等、児童生徒の自主的、自治的な特別活動が進められるよう教職員の指導力向上を図ります。また、いじめ、不登校、発達障害等の課題に対応できる指導や支援のあり方について、過去の事例に基づいた研修の機会を設けるなど、教職員の専門性を高めます。

これらのことを、研修の場だけでなく、各学校への指導主事の訪問や指導員巡回訪問など、あらゆる機会を利用して推進します。

(4) 児童生徒の実態の把握や心の安定に向けた支援の充実

児童生徒一人ひとりの心の状態を把握したり、児童生徒の集団への適応状況を把握したりするため、「学校生活アンケート」や個別面談等を実施するなど、定期的な調査やその他の必要な措置を講じるよう各学校に働きかけます。

また、児童生徒の心の安定を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員、臨床心理士の学校訪問や豊橋市教育会館における相談活動等、教育相談体制の充実を図ります。

(5) 「インターネットやSNSによるいじめ」の防止等に向けた取組みの推進

児童生徒自身及び保護者が、インターネットやSNSを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、「インターネットやSNSの不適切な使用による危険性」について理解を深める啓発を行います。

また、教職員に対して、トラブルが発生した場合の対応を迅速、かつ確実に行うための啓発や研修会等を行います。そして、インターネットやSNS上で児童生徒のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は、関係の学校に情報提供するとともに、学校の対応への指導、助言を行い、必要に応じて、指導主事を学校に派遣したり、警察等の関係機関との連携を促したりします。

(6) いじめに対する措置

いじめを受けた児童生徒を含むすべての児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、必要に応じていじめを行った児童生徒の出席停止を命じたり、当該児童生徒を一時的に学校内の別室で学習させたりするなどの措置を講じることもあります。

3 学校の取組み

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針と市基本方針を参酌し、学校としてどのようにいじめ防止等の取組みを行うかについて、基本的な方向や取組みの内容を、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めます。

「学校基本方針」の具体的な内容としては、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、重篤ないじめへの対処等、いじめ問題全体に関わる内容となります。

(2) PDCAサイクルによるいじめが生まれにくい風土づくり

まだ顕在化していないものの、この先いじめにつながりかねない問題まで積極的に発見しようとする試みと、そこで明らかになった課題を解決に導く教育課程の策定と実行、その結果を定期的に点検し、この一連の過程を見直す作業、そしてこれらを繰り返すPDCAサイクルによる取組みを進めます。

そして、学校評価においても、こうした点を踏まえた目標を設定し、具体的な進捗状況や達成状況を評価しつつ、評価結果を基に取組みの見直しや改善を図ります。

(3) 学校における対策組織の充実

各学校においては、いじめ防止等の対策を行う「いじめ防止対策組織」を設置します。(既存の「生活サポート委員会」をこれに充てることもあります) 事案によっては教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等心理や福祉の専門家、教員、警察官経験者等の地域人材を活用し、それぞれの役割や専門性を発揮して、解決に向けて組織的、実効的に取り組みます。

【組織の役割】

「いじめ防止対策組織」では、学校が組織的にいじめの防止等に取り組むにあたり、以下のような役割を担います。

《いじめの未然防止に関して》

- ◆ 各学校の基本方針に基づく取組みや、具体的な教育課程の作成・実行・検証・修正
- ◆ いじめの相談、通報の窓口

《いじめが発生した場合》

- ◆ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に関わる情報の収集と記録
- ◆ 問題の解決に向けた具体的な方策の検討、実行
- ◆ 保護者、関係機関との連携によるいじめを受けた児童生徒への継続した支援

(4) いじめの未然防止・早期発見・対応の取組み

《未然防止》

- ① いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、すべての児童生徒が安心感を抱き、自己肯定感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動を展開していきます。
- ② 互いを認め合い、高め合う温かい学級集団づくりを基盤に、児童生徒の個性や能力に応じた教育活動を展開することにより、いじめを生まない人間関係や学校風土をつくります。
- ③ 道徳教育や人権教育を軸に、様々な教育活動を通して、仲間づくりを行い、思いやりの心を育成します。
- ④ 児童生徒たちが主体的に取り組める活動を展開し、達成感を味わったり成功体験を味わったりすることで、自己肯定感や自己有用感、自他を尊重する態度を育成します。

- ⑤ 児童生徒に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、児童生徒の自主的、主体的な活動による「自浄力」を高めます。
- ⑥ 性的指向や性自認で悩みを抱える児童生徒は、自分の悩みを秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。

《早期発見》

- ① 児童生徒の心身の状況や変化を的確につかむ健康観察を行います。また、児童生徒との日常の交流を大切にし、生活日記や連絡帳、個人面談、休み時間中の雑談等から児童生徒を丁寧に見取ります。日頃から児童生徒に寄り添う姿勢をもち、児童生徒や保護者との信頼関係を築きます。
- ② 教職員が学校生活のあらゆる場面において一人ひとりの児童生徒を見守り、情報を共有します。そのため、特に学年内での日頃の情報共有を大切にし、報告・連絡・相談・確認を重視します。
- ③ 定期的に行う「生活アンケート」の質問項目はいじめに特化せず、生活すべてをとらえるものとするこゝで児童生徒の実態把握に努めます。特に小学校においては、発達段階に応じた質問文を準備したり、必要に応じて聞き取り調査を実施したりするなどの配慮をします。
- ④ 定期的な面接だけでなく、教職員が常に児童生徒の話に耳を傾ける姿勢を保ち、養護教諭やスクールカウンセラー等を含め、児童生徒が相談したいときにすぐに応えられるよう、校内の教育相談機能の向上に努めます。
- ⑤ 児童生徒の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実に向け、研修会などを実施します。
また、インターネットやSNSによるいじめ、下校後のいじめなど見えにくいいじめにも注意を払います。さらに、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てます。

《対応》

- ① いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止対策組織」を開き、組織で対応します。その場合には、多方面からの情報を収集、整理することにより全体像を把握し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図ります。そして、いじめを受けた児童生徒への支援と、いじめを行った児童生徒の指導を分担し、継続される支援・指導の負担が、担任など特定の教職員だけにかからないよう留意します。

いじめを受けた児童生徒への支援	いじめを行った児童生徒への指導・支援
・信頼関係ができている教職員が中心となって対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。 ・児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法等）を立てます。 ・心のケアや登下校・休み時間の見守り等、安全で安心できる環境づくりに努めます。	・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは絶対に許されないことを伝えます。 ・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、誠意をもって心から謝罪ができるように指導します。 ・いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動などの支援を継続的に行い、自らの生き方をじっくり考えさせます。

- ② いじめを通報・相談した児童生徒のプライバシーを確実に守ります。勇気をもって教職員にいじめを通報・相談した児童生徒の行動を認め、いじめを通報・相談してきた児童生徒の安全を確保するための取組みを徹底します。
- ③ 周囲の児童生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず、いじめ問題の解決に向けた一步を踏み出す勇気がもてるようにします。
- ④ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら対応するとともに、関係機関との連携も視野に入れて対応します。

(5) 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

児童生徒が自殺をほのめかすなど、自殺・重大事態につながる可能性がある場合は、教職員の対応が当該児童生徒に刺激を与えることがないように留意し、迅速に目立たず対応します。

- ① 校長のリーダーシップの下、直ちに「いじめ防止対策組織」や職員会議を開き、「子どもの自殺予防マニュアル」（平成25年度豊橋市教育委員会策定）に基づき、事実関係や今後の方針についての情報を共有します。
- ② 直ちに教育委員会に報告して情報を共有し、連携して対応します。
- ③ 全教職員が危機感をもって速やかに当該児童生徒の見守り体制を構築するとともに、家庭や関係機関、スクールカウンセラー、各種相談機関等との連携を図ります。

4 家庭の取組み（保護者の皆様へ）

(1) 学校への相談

わが子がいじめを受けていると訴えた場合や、その疑いがある場合には、速やかに学校に相談しましょう。

(2) 思いやりの心や規範意識の醸成

保護者は、わが子がいじめを行うことがないよう、思いやりの気持ちや規範意識を育む必要があります。いじめを行う子どもは心に悩みやストレスを抱えていると言われています。保護者は、様々な要因から少しずつ蓄積されるわが子のストレスに目を向け、日々の会話や日常生活の中でその解消に努めましょう。

(3) 「観衆」「傍観者」とならない指導

日頃から、わが子に対して誰もがいじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識させ、いじめに加担したり、見て見ぬふりをしたりすることがないように言い聞かせましょう。

(4) インターネットやSNSの正しい利用

インターネットやSNS上でのいじめについては、学校で把握することが困難な場合もあるため、保護者が見守る必要があります。

そのため、わが子にスマートフォンなどインターネットやSNSが利用できるメディアをもたせる場合は、必ず親子で話し合い、お互いが納得のできる約束を決めるとともに、日頃からインターネットやSNSの正しい使い方などを積極的に家庭内で話題にし、保護者による見守りを継続していきましょう。

5 実施体制の充実

(1) 総合教育会議の運営

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、市長が設ける総合教育会議において、適宜、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じる恐れがあると見込まれる場合等の緊急時に講じるべき措置についての協議並びに調整を行います。

(2) いじめ対策の専門機関の設置

① 豊橋市いじめ問題対策連絡協議会の設置〔法第 14 条第 1 項〕

教育委員会は、いじめ防止等に関する関係機関との連携を図るため、学識経験者、学校代表、保護者代表、警察、心理・医療の専門家、弁護士、相談機関・関係行政機関の代表で構成される「豊橋市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

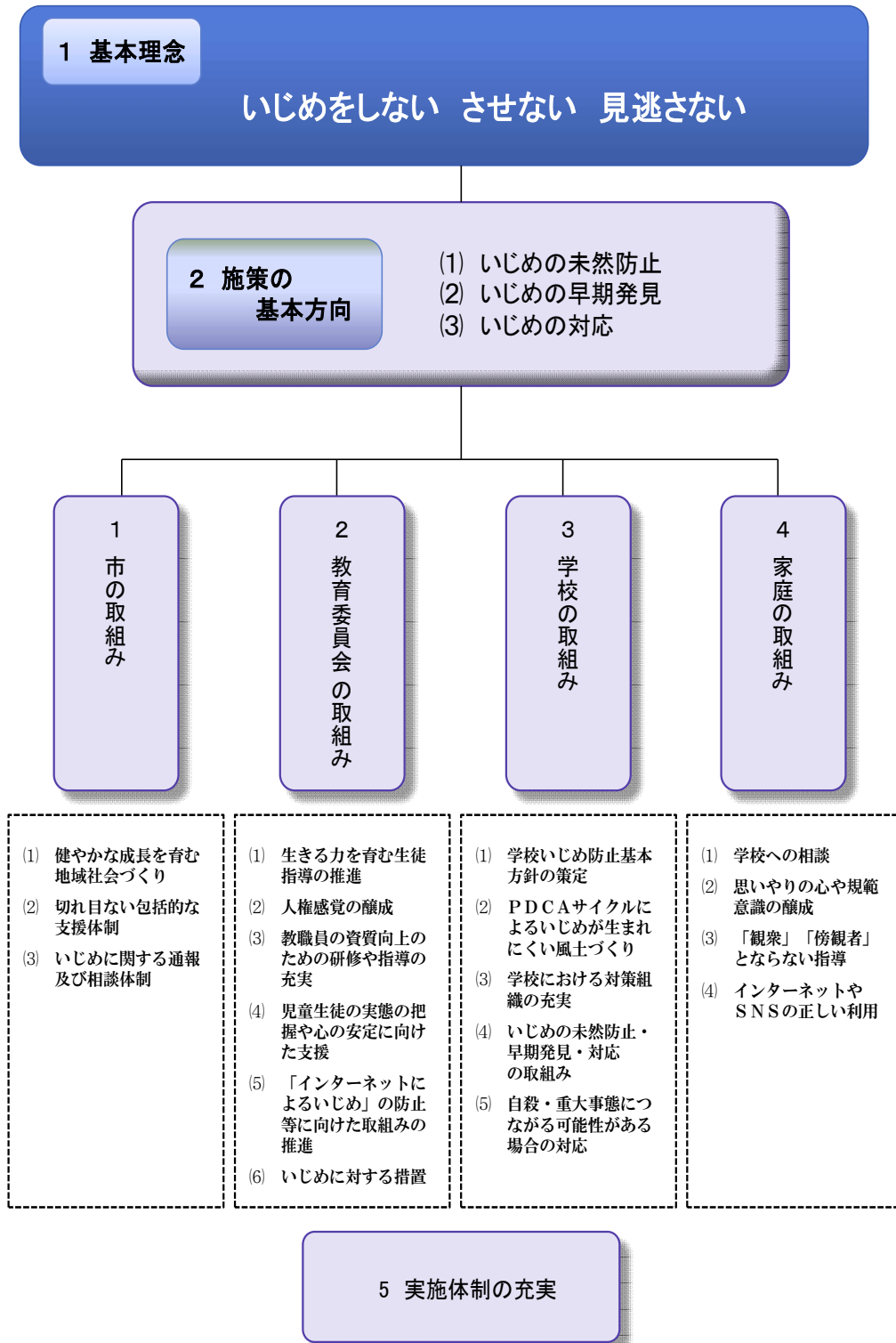
② 豊橋市いじめ問題調査委員会の設置〔法第 28 条 1 項〕

教育委員会は、学校におけるいじめの重大事態に対処し、同種の事態発生の防止に資するため、附属機関として、弁護士、学識経験者、医療、心理、福祉の専門家等で構成される「豊橋市いじめ問題調査委員会」を設置します。

③ 豊橋市いじめ問題再調査委員会の設置〔法第 30 条第 2 項〕

市長は、重大事態に係る調査の報告を受け、必要があると認める場合は、調査結果の再調査を行うため、附属機関として、弁護士、学識経験者、医療、心理、福祉の専門家等で構成される「豊橋市いじめ問題再調査委員会」を設置します。

基本方針の体系図



第4章 重大事態への対処

1 いじめ重大事態とは

- ・いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
生命・心身・財産重大事態（法第28条第1項第1号）
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
不登校重大事態（同条第2項）

○第1号生命・心身・財産重大事態については、いじめ又はその疑いが確認された場合、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する必要があります。例えば、以下のような場合が考えられます。

- ・児童生徒がいじめ自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○第2号不登校重大事態における「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安としますが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断します。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。

なお、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う必要があります。

2 いじめ重大事態の基本的な対応

(1) いじめの重大事態発生から調査開始

学校に在籍する児童生徒に重大事態が発生した場合、重大事態に適切に対処し、同じことが繰り返されることのないよう、速やかに調査を行います。

- ① 学校は重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告します。教育委員会は、その旨を市長に報告します。（法第30条第1項）
- ② 教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委

員会会議を招集します

- ③ 教育委員会は、その事案について調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断します。
- ④ 被害者児童生徒及び保護者に対して、調査方針の説明を行います。
- ⑤ 加害者児童生徒及び保護者に対して、調査方針の説明を行います。

(2) 重大事態調査の実施

学校又は教育委員会は、事実関係を明確にするための調査を行います。

(法第28条第1項)

なお、調査委員は、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者であることに留意します。

学校が調査の主体となる場合

学校に設置された「いじめ防止対策組織」を母体とし、「学校いじめ防止基本方針」にしたがって調査を行います。

教育委員会は、必要な情報の提供や指導、支援を行います。

教育委員会が調査の主体となる場合

速やかに「いじめ問題調査委員会」を招集し、事実関係を明確にするための調査を行います。

調査にあたっては、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要があります。

学校及び教育委員会においては、たとえ不都合な事態があったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要であり、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む必要があります。

【いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合】

いじめを受けた児童生徒から情報を十分に聞き取るとともに、必要に応じて在籍児童生徒や教職員に対し質問紙調査や聞き取り調査を行います。一方、いじめを行った児童生徒にも聞き取りを行い、双方の聞き取り内容に基づき、事実を特定します。

【いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合】

いじめを受けた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き取るとともに、今後の調査について迅速に当該保護者と協議し、在籍児童生徒や教職員に対す

る質問紙調査や聞き取り調査により、できる限り多くの情報を集め、客観的な事実を明らかにします。

(3) 重大事態調査結果の説明・報告

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して説明します。また、いじめを受けた児童生徒等に説明した方針に沿っていじめを行った児童生徒・保護者に対しても説明します。

(4) 重大事態調査結果の公表検討

公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することになります。個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ、公表することが望ましいとされています。

3 いじめ重大事態調査完了後の対応

(1) いじめを受けた児童生徒への支援

重大事態に関わるいじめを受けた児童生徒は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組みます。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、安心して学校生活を送ることができるように支援します。

- ・登校できていない場合には、家庭を訪問して、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を粘り強く丁寧に傾聴します。
- ・いじめに関わる事実関係を明らかにするための聞き取りを丁寧に行い、解決に向けて、当該児童生徒の意向を踏まえながら、望ましい解決方法とともに検討します。
- ・安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保します。
- ・不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラーや臨床心理士による心のケアを行います。

(2) いじめを受けた児童生徒の保護者への対応

当該児童生徒の保護者については、重大ないじめを受けたわが子の心身に対する心配や、わが子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行っ

た児童生徒やその保護者への不信感などを、強く抱いていることが考えられます。このような保護者の心情を察しながら、当該児童生徒の心身の安定に努め、対応や支援を行います。

- ・ 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、事実を真摯に受け止め、対処に向けて最善を尽くすことを伝えます。
- ・ 受けたいじめに関わる事実や、児童生徒の心身の状況について丁寧に説明します。
- ・ いじめの解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法とともに検討します。
- ・ 当該児童生徒の支援を行いながら、「いじめ防止対策組織」で専門医療機関等への受診が必要と判断された場合には、保護者に受診を勧めます。
- ・ 保護者自身が不安を抱いている場合、教育相談員や臨床心理士の活用を勧めるなど、市の相談窓口を通じて関係機関との連携を図ります。

(3) いじめを行った児童生徒への指導

いじめを行った児童生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導します。その際、いじめを受けた児童生徒の立場になり、相手の心の痛みを推測させることによって、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにします。また、スクールカウンセラーや臨床心理士による面談も受けさせながら、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導することにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していきます。

(4) いじめを行った児童生徒の保護者への対応

当該児童生徒の保護者に対しては、いじめに関する一連の事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童生徒とともに認識してもらうことで、解決に向けた道筋を示して、保護者の協力を求めます。

その後、児童生徒への接し方や保護者としての役割について、適切に助言します。

(5) 落ち着いた学校生活を取り戻すための対応

事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、学校と連携の下、児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、

必要な対応を行います。また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合があります。

学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報発信の際には、プライバシーへの配慮に留意した対応を行います。

3 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置

市長は、重大事態の調査結果の報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合には、市長主導の下、「いじめ問題再調査委員会」により調査結果についての調査（以下、「再調査」という。）を行います（法第30条第2項）。

(1) 議会への報告

再調査を行った場合、プライバシーに対しての配慮を確保した上で、市長はその結果を議会に報告します（法第30条第3項）。

(2) 調査を踏まえた措置

再調査を行った場合、市長又は教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や専門家を派遣するなど、自らの権限及び責任において、当該調査に関わる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

いじめによる重大事態への対処に関するフロー図

